

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（2022年度）

住 所 和歌山市和歌浦西一丁目8番1号

事業者名 和歌山バス株式会社
代表者名 取締役社長 佐伯 一也

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス (ワンステップバス)	ノンステップバス（ワンステップバス含む）を数台（中古車両含む）の代替予定	概ね計画のとおり実施した (代替の低床車両4台)

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
スロープ板及び車椅子固定用装置の使用	車椅子をご利用されるお客さまに対して、スロープ板及び車椅子固定用装置を用いて円滑で安全な乗降を提供する。	計画のとおり実施した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
高齢者・障害者乗降時の意識向上	コロナ禍の中、今年度は依頼のあった小学校で新入生を対象とした乗り方教室を4月20日（2019年開催以降3年ぶり）に開催。また、依頼のあった場合は、車椅子体験・高齢者疑似体験等に積極的に参加し、高齢者、障害者に対する理解を深めるため、モビリティマネジメントの取り組みに参加するとともに、運転士の指導教育時にも活用していく。	計画のとおり実施した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
情報提供の拡充	バスロケーションシステムの導入により、お客さまがスマートフォンでノンステップバス、ワンステップバス車両の情報を確認することが出来る。	バスロケーションシステムを活用し情報提供を行っている。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車椅子乗車方法の教育訓練の実施	新規採用の運転士には、教習の一環として実施している。また、車両代替時には、運行管理者が設備及び使用方法等について、随時説明を行っている。	計画のとおり実施した。 ・採用運転士への教習 ・車両導入時の仕様確認等を行った。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バス車内の案内	優先座席の表示を行っている。	計画のとおり実施した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

今後も継続しウェブサイトや電話で寄せられた利用者の意見を社内で共有するとともに、取り組みの改善に活用する。

(3) 報告書の公表方法

当社ホームページにて公共

(4) その他

--

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(2023年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数					公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数							
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数		計	基準適用除外認定車両数		その他の車両数				
					計	スロープ板を備 えたもの		リフトを備え たもの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ板 を備え たもの	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	93	70	54	16			23	16			7			
年度内に 供用を開 始した車 両数	5	4	3	1			1	1			0			
年度内に 供用を廃 止した車 両数	6	1	0	1			5	5			0			
年度末車 両数	92	73	57	16			19	12			7			

基準適用除外認定車両がある場合は、別途適用除外認定車両の場

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	2

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。